平成２５年（フ）第４５０号
千葉市若葉区貝塚２丁目６番９号　ワイエムハイツ201号
債務者　櫻井　正義
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６６号
千葉県市川市塩焼３丁目17番21号　スカイタウン103号
債務者　兵頭　亜衣
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
千葉県香取市森戸153番地
債務者　遠藤　淳一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１２６号
高知県香美市土佐山田町1660番地10
債務者　山﨑美知子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４１号
高知市南久万17番地２
債務者　白木　　仁
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５１号
札幌市東区東苗穂14条３丁目29番20号　ソシアルトミイＮＯ91―205号
債務者　小西　裕子（旧姓海老原）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４１号
札幌市北区新琴似７条６丁目１番３号　大洋マンション102号
債務者　高取　信子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３３号
札幌市南区澄川５条13丁目12番32号
債務者　千葉　一夫
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５１号
札幌市中央区宮の森２条１丁目２番15号　コンセプト21―101号
債務者　米田　　洋
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５９号
札幌市東区東苗穂４条１丁目８番30号
債務者　君成田祐子（旧姓篠木）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０７号
札幌市東区中沼５条１丁目１番５号
債務者　工藤　量久
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１１号
札幌市白石区本通17丁目南７番５号　ホワイトハウス105号
債務者　庵　　芳秋
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２０号
札幌市東区東苗穂15条１丁目２番35号
債務者　八田　詔二
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２１号
札幌市手稲区星置３条７丁目13番11号
債務者　八田　祐子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２３号
札幌市南区簾舞４条３丁目４番12号　サウスヒルミスマイ101号
債務者　奥山百合子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９８号
札幌市豊平区月寒西４条10丁目６番19号　ムーンリバー410―201号
債務者　黒壁　愛美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０７号
札幌市白石区北郷４条12丁目14番12号　岡田マンション203号
債務者　櫻田　泰司
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２３号
札幌市東区北25条東10丁目２番12号　グラシア25―105
債務者　沖田　寿一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部